

平成24年度 教育実習参加申込み手続きについて

平成24年度に教育実習を希望する者に対して、次の要領により教育実習の参加申込み手続きを受け付けます。

1. 教育実習実施年度・参加資格について

(1) 実施年度

	平成 23 年度 (申込学年)	平成 24 年度 (実施学年)
前期課程	2 年 (進学内定者)	3 年
後期課程	3 年	4 年
	4 年 (本学修士課程進学予定者)	修士 1 年
大学院	修士 1 年	修士 2 年
	修士 2 年 (本学博士課程進学予定)	博士 1 年
	博士 1 年	博士 2 年
	博士 2 年	博士 3 年

(2) 参加資格

①平成 23 年度に教養学部前期課程 2 年の学生の場合

平成 24 年 4 月現在において、学部後期課程 3 年生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位 (2 単位) を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目 (「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」) のうちから、1 科目以上を修得済み、もしくは履修中であること。ただし、平成 22 年 4 月以降の入学者には「総合演習」は対象外とする。

※実習校によっては、学部 4 年生以上を受入対象としているところがあるので注意すること。

※進学後に参加申込みをし、学部 4 年生で教育実習を履修することもできる。

②平成 23 年度に学部後期課程 3 年以上及び大学院学生の場合

平成 24 年 4 月現在において、学部後期課程 4 年生または大学院の学生であり、かつ、同年 3 月末までに「各教科の指導法に関する科目」の単位 (2 単位) を修得していること。

また、上記の「各教科の指導法に関する科目」に加えて、教職に関する科目 (「教育の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、「総合演習」) のうちから 1 科目以上を修得し、残りの科目を履修中であること。

2. 教育実習参加希望者の申込み手続きについて

(1) 提出書類配付期間・場所

期間：平成 23 年 4 月 13 日～8 月 31 日

場所：教務課総合文化大学院係 (アドミ棟 1 階 5 番窓口)

(2) 申込受付期間・場所

期間：平成 23 年 9 月 1 日～9 月 7 日

場所：教務課総合文化大学院係 (アドミ棟 1 階 5 番窓口)

※申込みをする時点で、希望する教育実習校の学校長による内諾書が必要です。

(教育学部附属中等教育学校で教育実習を希望する場合を除く)

学生各自で希望する教育実習校にできるだけ早めに受入れの相談と依頼をするようにしてください。(当該学校が指定した期間以外は依頼に応じない学校もあります。)